

保育所等入所指数表

①保育の実施基準指数					
保育を必要とする事由別の区分	(1) 就労	月150時間以上		120点	
		月140時間以上		110点	
		月130時間以上		100点	
		月120時間以上		90点	
		月100時間以上		70点	
		月80時間以上		60点	
		月60時間以上		50点	
		月48時間以上		40点	
	(2) 妊娠・出産	4月1日時点で出産（予定）日前8週から後8週まで		80点	
	(3) 保護者の疾病等 ※4月1日以降も、保育が困難な状態が見込まれる場合	疾病 負傷	1ヶ月以上の入院または自宅で常時臥床		120点
			概ね1ヶ月以上の加療安静		60点
			通院（週2回40点・週1回30点・月2回10点）		10～40点
		障害	身体・精神1・2級、知的A、要介護5・4		120点
			身体3・4級・精神3級、知的B、要介護3・2・1		80点
			身体5級以下、要支援2・1		60点
(4) 病人等の介護	自宅介護	要介護4・5、身体1・2級、療育A、精神1級		120点	
		要介護3		80点	
		要介護1・2		60点	
	施設付添	週5日以上 of 常時付添		120点	
		上記以外で保育が常時困難		70点	
		1日4時間、週4日程度		50点	
		週2日以上 of 付添・送迎等		30点	
(5) 災害復旧	震災、風水害、その他の災害復旧のため保育困難		～150点		
(6) 求職活動等	生計中心者の失業		80点		
	求職中（証明有）		20点		
	求職中（証明無）		5点		
(7) 就学	学校教育法に定める学校 ※(1)に準じる		40～120点		
(8) 虐待・DV			～200点		
②基準指数に加える調整指数					
1 世帯の状況	生活保護		180点		
	ひとり親世帯		170点		
2 保護者の状況	(4月1日時点)	市内の認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・児童館・届出保育施設等又は幼稚園に保育士、看護師、准看護師、保健師、幼稚園教諭、養護教諭又は小学校教諭として就労（就労予定を含む）（1人あたり）		30点	
		市内の放課後児童クラブに支援員として就労（就労予定を含む）（1人あたり）			
	(11月1日時点)	保護者の一方が単身赴任		15点	
3 兄弟姉妹の状況 (4月1日時点)	未就学児	就学前児童（申込児除き1人あたり）		10点	
		兄弟姉妹が通う施設への転園申込の場合（申込児あたり）		70点	
		兄弟姉妹が通う施設への申込の場合（※第一希望で同一施設への申込）（申込児あたり）		50点	
		兄弟姉妹が同施設へ同時に申し込んだ場合（兄弟姉妹と同一施設への申込50点との併用不可）（申込児あたり）		50点	
		兄弟姉妹が別施設へ同時に申し込んだ場合（兄弟姉妹と同一施設への申込50点との併用不可）（申込児あたり）		30点	
		兄弟姉妹が家庭保育（生後2か月未満の児童除く）（申込児あたり）		-20点	
	小学生	児童（1人あたり）		5点	
		兄弟姉妹が学童利用（申込児あたり）		5点	
	障がい有する場合（1人あたり）※(4)保護者疾病等に準じた点数		60～110点		
4 申込児童の状況 (11月1日時点)	保育の必要性があり、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所、幼稚園又は届出保育施設を利用		10点		
	障がい有する場合 ※(4)保護者疾病等に準じた点数		60～110点		
	上記に該当しないが、先天性の病気や慢性疾患があり、保育施設における支援が必要と認められる場合		30点		
③同一指数の場合の優先順位					
1	①保育の実施基準指数の点数が高い世帯				
2	保育を必要とする事由の優先順位（1～9の順）				
3	保育の協力者（同居の祖父母等）がいない世帯				
4	入所選考を行う基準日時点（11月1日）で天童市に住民登録がある世帯				
5	利用希望施設数が多い世帯				
6	保護者の市町村民税所得割の合計が少ない世帯				

選考の基準

1. ①保育の実施基準指数と②基準指数に加える調整指数の合計が高い児童を優先します。
※同一施設を希望する児童が複数いた場合、その施設を希望する順位が高い児童を優先します。
2. 1の児童が複数いた場合、③同一指数の場合の優先順位を用いて決定します。